

○個人情報保護委員会告示第 号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正）

第一条 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p> <p>目次</p> <p>[略]</p> <p>【凡例】 [略]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す<u>法令</u>の条番号は、<u>本ガイドラインの公表日（令和 年 月 日）時点の条番号を示すものとする。</u></p>	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p> <p>目次</p> <p>[同左]</p> <p>【凡例】 [同左]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す<u>法</u>の条番号は、<u>令和 3 年改正法第 51 条による改正後の条番号を示すものとする。</u></p>

その他の法令に係る条文は、本ガイドラインの公表日（令和4年9月8日）時点の条番号を示すものとする。

[1～3 略]

[1～3 同左]

4 適用の範囲

4 適用の範囲

4-1 法第5章の規律対象となる主体

4-1 法第5章の規律対象となる主体

[略]

[同左]

4-1-1 行政機関等

4-1-1 行政機関等

(1) 行政機関

(1) 行政機関

[略]

[同左]

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[略]	[略]
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現

機関	法律の規定
[同左]	[同左]
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現

	するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第32条
[削る]	[削る]
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の2
[略]	[略]

〔※〕令和5年 月 日において存続するもの

[②～⑥ 略]

[(2) ～ (6) 略]

4-1-2 [略]

4-2 法第5章の保護対象となる情報

[4-2-1～4-2-4 略]

4-2-5 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の(1)から(11)まで

	するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第32条
新型コロナウイルス感染症対策本部	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法第70条の2
[同左]	[同左]

〔※〕令和5年4月1日時点において存続が見込まれるもの

[②～⑥ 同左]

[(2) ～ (6) 同左]

4-1-2 [同左]

4-2 法第5章の保護対象となる情報

[4-2-1～4-2-4 同左]

4-2-5 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める次の(1)か

の記述等が含まれる個人情報という（法第 2 条第 3 項）。

[略]

[4-2-6~4-2-11 略]

[5・6 略]

7 開示、訂正及び利用停止

[7-1~7-4 略]

7-5 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合には、法第 86 条第 3 項の規定を準用し、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならず、また、裁決後直ちに当該第三者に対して裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない（法第 107 条第 1 項）。

[略]

7-6 [略]

ら（11）までの記述等が含まれる個人情報という（法第 2 条第 3 項）。

[同左]

[4-2-6~4-2-11 同左]

[5・6 同左]

7 開示、訂正及び利用停止

[7-1~7-4 同左]

7-5 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合には、法第 86 条第 3 項の規定を準用し、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならず、また、裁決後直ちに当該第三者に対して裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない（法第 106 条第 1 項）。

[同左]

7-6 [同左]

[8～11 略]

[8～11 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)の一部改正)

第二条 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="297 406 969 491">個人情報保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)</p> <p data-bbox="607 560 665 592">目次</p> <p data-bbox="168 662 224 694">[略]</p> <p data-bbox="179 762 264 794">【凡例】</p> <p data-bbox="190 815 250 847">[略]</p> <p data-bbox="168 916 304 948">[1~4 略]</p> <p data-bbox="168 1016 461 1048">5 個人情報等の取扱い</p> <p data-bbox="179 1117 374 1149">[5-1・5-2 略]</p> <p data-bbox="179 1217 448 1249">5-3 安全管理措置等</p> <p data-bbox="168 1318 224 1350">[略]</p>	<p data-bbox="1263 406 1935 491">個人情報保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)</p> <p data-bbox="1572 560 1630 592">目次</p> <p data-bbox="1131 662 1216 694">[同左]</p> <p data-bbox="1142 762 1227 794">【凡例】</p> <p data-bbox="1153 815 1238 847">[同左]</p> <p data-bbox="1131 916 1296 948">[1~4 同左]</p> <p data-bbox="1131 1016 1424 1048">5 個人情報等の取扱い</p> <p data-bbox="1142 1117 1359 1149">[5-1・5-2 同左]</p> <p data-bbox="1142 1217 1411 1249">5-3 安全管理措置等</p> <p data-bbox="1131 1318 1216 1350">[同左]</p>

5-3-1 安全管理措置

(1) 行政機関の長等の安全管理措置義務

[略]

安全管理措置の内容としては、例えば、保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲や権限の内容を業務に必要な最小限の範囲に限定する、あるいは保有個人情報が記録された媒体を保管する場所を定めた上で施錠等を行うといった対応が考えられる。

とりわけ、大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等や、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい行政機関等においては、本ガイドライン（5-3-1（安全管理措置））その他委員会が示す資料等を参照の上、安全管理措置を確実に講じることが求められる。

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

なお、「その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」には、行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であ

5-3-1 安全管理措置

(1) 行政機関の長等の安全管理措置義務

[同左]

安全管理措置の内容としては、例えば、保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲や権限の内容を業務に必要な最小限の範囲に限定する、あるいは保有個人情報が記録された媒体を保管する場所を定めた上で施錠等を行うといった対応が考えられる。

とりわけ、大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等や、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい行政機関等においては、本ガイドライン（5-3-1（安全管理措置））その他委員会が示す資料等を参照の上、安全管理措置を確実に講じることが求められる。

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

って、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。

また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。

[略]

(2) [略]

5-3-2 [略]

5-4 漏えい等の報告等

[略]

5-4-1 委員会への報告

行政機関の長等は、保有個人情報について、漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれがある

また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。

[同左]

(2) [同左]

5-3-2 [同左]

5-4 漏えい等の報告等

[同左]

5-4-1 委員会への報告

行政機関の長等は、保有個人情報について、漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれがある

大きいものとして規則で定める次の事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない（法第 68 条第 1 項）。

[(1) ・ (2) 略]

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条第 3 号）

[(4) ・ (5) 略]

[略]

5-4-2 本人への通知

行政機関の長等は、委員会への報告を要する事態が生じた場合には、規則で定めるところにより、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報（規則第 43 条第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。以下 5-4-2（本人への通知）において同じ。）の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知しなければならない

大きいものとして規則で定める次の事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない（法第 68 条第 1 項）。

[(1) ・ (2) 同左]

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条第 3 号）

[(4) ・ (5) 同左]

[同左]

5-4-2 本人への通知

行政機関の長等は、委員会への報告を要する事態が生じた場合には、規則で定めるところにより、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知しなければならない（法第 68 条第 2 項）。

(法第 68 条第 2 項)。

[略]

[5-5~5-7 略]

[6~11 略]

[同左]

[5-5~5-7 同左]

[6~11 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。